

令和3年5月12日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
座長団 各位

全学学類・専門学群代表者会議
令和2年度議長 伊藤暢紀

令和3年度議長団選挙に関して

令和3年度全代会議長・副議長の選挙を、学長決定「筑波大学の学生組織等について」、及び副学長決定「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」に基づき、以下の手順で行う。

記

【議長選挙】

1. 立候補者を募る。
2. 候補者ごとに演説を行う。
3. 全員の演説後、質疑応答を行う。
4. 立候補者が1名の場合、信任投票を行う。
5. 立候補者が2名の場合、決戦投票を行う。(1人一票)
6. 決戦投票において、過半数以上の得票者がいる場合には議長として選出をする。
7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により、演説・決戦投票を行い、議長を選出する。

【副議長選挙】

3. ここまで同上。
4. 立候補者が1名または2名の場合、それぞれに対し、信任投票を行う。
5. 立候補者が3名以上の場合、決戦投票を行う。(1人一票)
6. 決選投票において、過半数以上の得票者がいる場合には副議長として選出し、8.へ。
7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決選投票を行い、副議長の1人目として選出し、8.へ。
8. 副議長の1人目を除いた残りの候補者による演説を行い、投票を行う。(1人一票)
9. 8.の投票において、過半数以上の得票者がいる場合には2人目の副議長として選出する。
10. 8.の投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決戦投票を行い、副議長の2人目として選出する。

・ 信任投票のについて

座長団は「信任 / 不信任 / 保留」のいずれかに投じることができる。

信任が過半数の場合、議長あるいは副議長として選出される。

また、不信任が過半数の場合は、今年度の議長団選挙へは立候補ができない。

・ 白票/無効票について

投票の際に生じた白票に関しては、記入ミスあるいは事故により生じた票として、出席者数には数えるが、効力を持たない。

・ 信任投票および決選投票において選出が完了しない場合には、次週も本会議を開催し、選出が完了するまで議長団選挙を行う。

そのほか、選挙実施に関する事項については、司会進行役である令和2年度議長が適宜指示を行う。

以上

令和3年5月12日

全学学類・専門学群・総合学域群代表者会議
座長団 各位

全学学類・専門学群代表者会議
令和2年度議長 伊藤暢紀

令和3年度議長団選挙に関して

令和3年度全代会議長・副議長の選挙を、学長決定「筑波大学の学生組織等について」、及び副学長決定「筑波大学における学生の組織及びクラス連絡会等について」に基づき、以下の手順で行う。

記

【議長選挙】

1. 立候補者を募る。
2. 候補者ごとに演説を行う。
3. 全員の演説後、質疑応答を行う。
4. 立候補者が1名の場合、信任投票を行う。
5. 立候補者が2名の場合、決戦投票を行う。(1人一票)
6. 決戦投票において、過半数以上の得票者がいる場合には議長として選出をする。
7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により、演説・決戦投票を行い、議長を選出する。

【副議長選挙】

3. ここまで同上。
4. 立候補者が1名または2名の場合、それぞれに対し、信任投票を行う。
5. 立候補者が3名以上の場合、決戦投票を行う。(1人一票)
6. 決選投票において、過半数以上の得票者がいる場合には副議長として選出し、8.へ。
7. 決選投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決選投票を行い、副議長の1人目として選出し、8.へ。
8. 副議長の1人目を除いた残りの候補者による演説を行い、投票を行う。(1人一票)
9. 8.の投票において、過半数以上の得票者がいる場合には2人目の副議長として選出する。
10. 8.の投票において、過半数以上の得票者がいない場合には、上位得票者2名により演説・決戦投票を行い、副議長の2人目として選出する。

- ・ 信任投票のについて

座長団は「信任 / 不信任 / 保留」のいずれかに投じることができる。

信任が過半数の場合、議長あるいは副議長として選出される。

また、不信任が過半数の場合は、今年度の議長団選挙へは立候補ができない。

- ・ 白票/無効票について

投票の際に生じた白票に関しては、記入ミスあるいは事故により生じた票として、出席者数には数えるが、効力を持たない。

- ・ 信任投票および決選投票において選出が完了しない場合には、次週も本会議を開催し、選出が完了するまで議長団選挙を行う。

そのほか、選挙実施に関する事項については、司会進行役である令和2年度議長が適宜指示を行う。

以上